

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等に関するものの部3の項、4の項、9の項及び10の項並びに戸籍等に関するものの部9の項中「200円」を「300円」に改め、同表税に関するものの部2の項中「1税目ごと」を「税目を指定するものについては、1税目ごと」に改め、同部5の項中「200円」を「300円」に改め、同部6の項を削り、同部7の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同部6の項とし、同部8の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同部7の項とし、同表上記以外のものの部中「200円」を「300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表税に関するものの部2の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定（同表住民基本台帳等に関するものの部9の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に申請を受けるものから適用し、同日前までに申請を受けたものについては、なお従前の例による。